

警戒区域（相双地区）に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営する申立人について、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う逸失利益約1億3千万円及び財物損害（在庫等棚卸資産）約3億9千万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ① 営業損害（但し、平成23年2月16日から同年3月11日までの分として申立人がその従業員に支給した給与にかかる損害を除く）

1億0238万9496円

② 弁護士費用

299万0000円

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成23年8月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金1億0537万9496円の支払義務のあることを認める。

3 仮払金

(1) 申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての賠償金として、被申立人が申立人に対して金6000万円を仮払済みであることを確認する。

(2) 申立人及び被申立人は、仮払補償金として、被申立人が申立人に対して金250万円を仮払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 未精算の仮払金

申立人及び被申立人は、申立人のたな卸資産についての賠償金として、被申立人が申立人に対して金2億円を仮払済みであること及び将来たな卸資産に関して和解する際にこの仮払金を精算することを確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月7日

(仲介委員長 大嶋芳樹、仲介委員 渡部 晃、同 牧野義信)

警戒区域（相双地区）に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営する申立人について、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う逸失利益約1億3千万円及び財物損害（在庫等棚卸資産）約3億9千万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ① 財物損害（但し、申立人が平成23年3月11日時点で別紙記載の各店舗内で保有していた、たな卸資産にかかる損害に限る）
3億9485万8993円
- ② 営業損害（但し、平成23年2月16日から同年3月11日までの分として申立人がその従業員に支給した給与にかかる損害に限る）
2900万4598円
- ③ 弁護士費用
975万0000円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金4億3361万3591円の支払義務のあることを認める。

3 仮払金

申立人及び被申立人は、第1項の①記載の損害項目についての賠償金として、被申立人が申立人に対して金2億円を仮払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月22日

(別紙省略)

(仲介委員長 大嶋芳樹、仲介委員 渡部 晃、同 牧野義信)